

【記入例】

様式第3（第52条関係）

第一種フロン類回収業者のフロン類回収量等に関する報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

愛媛県知事 〇〇 〇〇 殿

(郵便番号) 790-〇〇〇〇
 住 所 愛媛県松山市〇〇町〇丁目〇番地〇
 氏 名 株式会社〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 089-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 登録番号 1-〇〇〇〇

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

CFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
CFCを充填した第一種特定製品の台数	4台	2台	6台	3台	10台	5台
①充填した量	5kg	2kg	12kg	3kg	17kg	5kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
CFCを回収した第一種特定製品の台数	1台	2台	3台	2台	4台	4台
②回収した量	5kg	2kg	12kg	3kg	17kg	5kg
③年度当初に保管していた量 ※前年度報告の⑧年度末に保管していた量を記載すること					5kg	1kg
④第一種フロン類再生業者に引き渡した量					10kg	2kg
⑤フロン類破壊業者に引き渡した量					10kg	2kg
⑥法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					2kg	2kg
⑦第49条第1号に規定する者に引き渡した量					0kg	0kg
⑧年度末に保管していた量					0kg	0kg
HCFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HCFCを充填した第一種特定製品の台数	3台	2台	5台	8台	8台	10台
⑨充填した量	10kg	5kg	12kg	13kg	22kg	18kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HCFCを回収した第一種特定製品の台数	6台	4台	2台	19台	8台	23台
⑩回収した量	10kg	4kg	4kg	20kg	14kg	24kg
⑪年度当初に保管していた量 ※前年度報告の⑩年度末に保管していた量を記載すること					2kg	6kg
⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量					6kg	10kg
⑬フロン類破壊業者に引き渡した量					10kg	10kg
⑭法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					0kg	10kg

⑮第49条第1号に規定する者に引き渡した量				0kg	0kg	
⑯年度末に保管していた量				0kg	0kg	
HFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HFCを充填した第一種特定製品の台数	5台	5台	8台	8台	13台	13台
⑰充填した量	15kg	10kg	15kg	10kg	30kg	20kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HFCを回収した第一種特定製品の台数	10台	20台	60台	16台	70台	36台
⑱回収した量	11kg	66kg	40kg	50kg	51kg	116kg
⑲年度当初に保管していた量 ※前年度報告の⑳年度末に保管していた量を記載すること				0kg	0kg	
㉑第一種フロン類再生業者に引き渡した量				11kg	0kg	
㉒フロン類破壊業者に引き渡した量				40kg	66kg	
㉓法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量				0kg	50kg	
㉔第49条第1号に規定する者に引き渡した量				0kg	0kg	
㉕年度末に保管していた量				0kg	0kg	

法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数	(1) エアコンディショナー	(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	(3) 合計
	0台	0台	0台

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 3 原則として、②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧、⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯、⑰+⑱=⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔となるようにすること。
 - 4 第49条第2号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。

【注意事項】

この欄に記載する台数は、**相当の年月が経過し風化が進んだ不法投棄機器や災害により大きく破損した機器等**、通常の回収依頼等によって処理を行うことが適切でない例外的なケースのため、御注意ください。

～正しい記入方法～

- ・上記の注意事項を踏まえ、確認作業を行った結果、フロン回収が行われず、確認証明書を発行した台数を記載すること
- ・フロン回収を行い、引取証明書を発行した機器は「各冷媒を回収した第一種特定製品の台数」及び「回収した量」の「廃棄時」の欄に記載すること（自らフロン回収を行ったものについて、重ねて残量がゼロであることを確認した台数を記載する必要はないこと）
- ・第一種フロン類充填回収業者として取り扱っていない機器（フロン類を回収済みの廃棄機器の処理や、フロン類の充填に無関係な整備を行った機器等）については、充填回収報告で報告する必要はないこと

第一種フロン回収量等報告書記入要領（令和7年度実績分）

1 登録番号等

- (1) 登録番号は、登録時に県から送付した「登録通知書」に記載している番号（1－X X X X）を記載願います。
- (2) 複数の事業所を登録されている場合は、すべての事業所の実績の合計値を記入してください。

※以下の項目について、**令和7年4月1日から令和8年3月31日の間の実績（愛媛県内での作業分に限る。）**を、それぞれ記入してください。

2 充填実績

- (1) フロン類を充填した第一種特定製品の台数及び充填量（①、⑨、⑰）
 - ・「設置」、「設置以外」の別、「エアコンディショナー」、「冷蔵機器及び冷凍機器」の別、「CFC」、「HCFC」、「HFC」の別に記入してください。
 - ・充填量は、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除いて記入してください^(注)。

3 回収実績

- (1) フロン類を回収した第一種特定製品の台数及び回収量（②、⑩、⑱）
 - ・「整備」、「廃棄等」の別、「エアコンディショナー」、「冷蔵機器及び冷凍機器」の別、「CFC」、「HCFC」、「HFC」の別に記入してください。
 - ・回収量は、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除いて記入してください^(注)。
- (2) **年度当初に保管していた量（③、⑪、⑲）**
令和7年4月1日時点での保管量になります。前年度に提出した報告書の「年度末に保管していた量」欄の数値を必ずご確認ください。
- (3) 第一種フロン類再生業者に引き渡した量（④、⑫、⑳）
「整備」、「廃棄等」の別、「CFC」、「HCFC」、「HFC」の別に記入してください。
- (4) フロン類破壊業者に引き渡した量（⑤、⑬、㉑）
「整備」、「廃棄等」の別、「CFC」、「HCFC」、「HFC」の別に記入してください。
- (5) 自ら再生し、充填したフロン類の量（⑥、⑭、㉒）
「整備」、「廃棄等」の別、「CFC」、「HCFC」、「HFC」の別に記入してください。
- (6) 第49条第1号に規定する者に引き渡した量（⑦、⑮、㉓）
 - ・下記4事業所を通じて破壊、再生を行ったものをいいます。
 - 中予回収冷媒管理センター
 - 東予回収冷媒管理センター
 - 南予回収冷媒管理センター
 - 今治回収冷媒管理センター
 - 株式会社ツクダ空調
 - ・「整備」、「廃棄等」の別、「CFC」、「HCFC」、「HFC」の別に記入してください。

- (7) 年度末に保管していた量 (⑧、⑯、㉔)
令和8年3月31日時点での保管量になります。

(注)

整備等でフロン類を回収した後に再び第一種特定製品に冷媒として充填した場合、その分の充填量、回収量は集計しません。

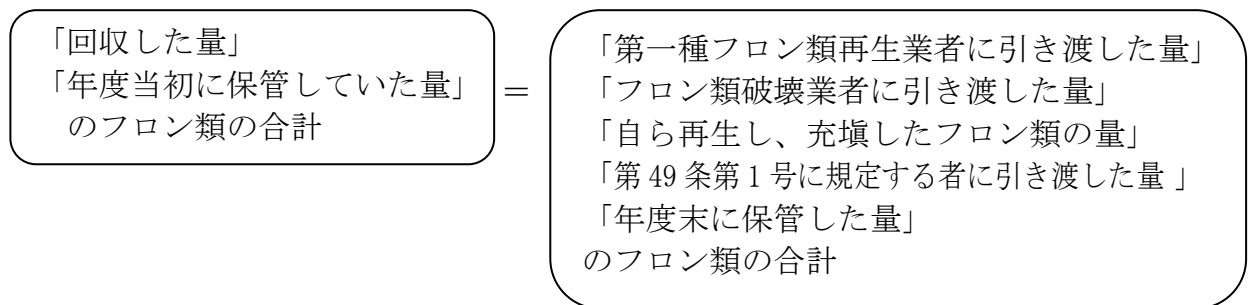
例) エアコン1台の整備の際、10 kgのフロンを回収し、整備後10 kgのフロンを再びエアコンに戻した場合、台数は1台、回収量及び充填量は0 kgとなります。

4 フロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数

法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数を「エアコンディショナー」、「冷蔵機器及び冷凍機器」の別に記入してください。詳細は別添記入例を御確認ください。

5 留意点

- (1) 記入内容の確認
記入が完了したら、次の数値が一致することをご確認ください。



よって、報告書様式でいうと、次のとおりとなることをご確認ください。

→

$$\begin{aligned} ②+③ &= ④+⑤+⑥+⑦+⑧ \\ ⑩+⑪ &= ⑫+⑬+⑭+⑮+⑯ \\ ⑱+⑲ &= ⑳+㉑+㉒+㉓+㉔ \end{aligned}$$

となります。

- (2) 第49条第2号に該当する場合
引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付願います。
- (3) 第一種フロン類再生業者に引き渡した量 (④、⑫、㉒)、フロン類破壊業者に引き渡した量 (⑤、⑬、㉑)、第49条第1号に規定する者に引き渡した量 (⑦、⑮、㉓) の記載に当たっては、引き取った者から交付された証明書を確認すること等により、記載する欄や数値に間違いのないよう記載願います。